

特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

令和5年2月24日

奈良県知事 荒井 正 吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

県域水道一体化に係る料金等システム構築業務

2 入札物件の数量及び特質

県域水道一体化に係る料金等システムの構築 一式

3 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課ほか

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書等を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する単体企業又は特定業務共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（共同企業体の場合にあっては、共同企業体を構成する事業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）のいずれもが該当すること。）。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること（共同企業体の場合にあっては、共同企業体構成員のいずれもが該当すること。）。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で次の要件を満たす者であること。

ア 単体企業で参加する場合

営業種目Q2「電算業務」に登録している者であること。

イ 共同企業体で参加する場合

- (ア) 共同企業体の代表構成員が、営業種目Q2「電算業務」に登録している者であること。
- (イ) 共同企業体協定書（分担履行型）を締結していること。
- (ウ) 共同企業体の代表構成員は、役割分担業務数が最大となる構成員であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 平成29年4月1日以降、公告日までに、給水人口10万人以上の広域水道企業団において、水道料金システムを構築した実績（再委託を受けて構築した場合も含む。）を有すること（共同企業体で参加する場合は、代表構成員が当該実績を有すること。）。なお、ここでのいう広域水道企業団とは、水道事業体又は水道用水供給事業体間の「事業統合」又は「経営の一体化」を実現する企業団をいう。
- (5) この公告に示した調達役務を確実に履行し得る者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎 4 階）

電話番号 0742-20-4621（ダイヤルイン）

2 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

奈良県水道局のホームページからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/7992.htm>

(2) 交付期間

令和5年2月24日（金）から同年3月10日（金）まで

3 入札説明会の方法等

(1) 方法 動画配信（YouTube限定公開）にて実施

(2) 期間 令和5年2月28日（火）午後3時から同年4月24日（月）午前10時まで

入札説明会動画の視聴を希望される方は、1に示す問合せ先までご連絡ください（上記期間前にご連絡いただいた場合でも視聴可能となるのは上記期間中のみとなります。）。

4 入開札の場所等

(1) 場所 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎本館北 共用会議室

(2) 日時 令和5年4月24日（月）午前10時

5 提案書の提出

令和5年4月3日（月）午後5時までに1に示す場所に提出してください。

6 郵便による入札

入札書等は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「県域水道一体化に係る料金等システム構築業務に係る入札書」と朱書して、令和5年4月21日（金）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県営水道契約規程第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和5年3月10日（金）の午後5時までに入札参加資格を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県営水道契約規程第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（別記落札者決定基準の失格基準に該当するものを除きます。）であって、同決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 予定価格

1, 204, 876, 102円（税込み）

13 契約の成立

本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る県予算の成立を条件とするものです。

14 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of bid: Build a water tariff system
- 2 Date and time of bid opening: April 24, 2023 10:00 a.m.
- 3 Deadline for bid applications by mail: April 21, 2023 5:00 p.m.
- 4 Inquiries: General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government 4th floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 757 Houren-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8113 Japan
Tel : 0742-20-4621(direct line)

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、4, 000点満点とし、その得点配分は、技術点を3, 000点、価格点を1, 000点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨

五入するものとします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

	提案を求める評価項目		項目 評価点	項目 加重点	項目 技術点
1	構築業務 履行能力	類似契約実績	0～40	2	80
2		体制	0～10	10	100
3		スケジュール及び 役割分担	0～10	20	200
4		プロジェクト管理	0～10	15	150
5	各種要件 への対応	システム概要	0～10	15	150
6		システム機能1	0.0～ 100.0	1	100.0
7		システム機能2	0.0～ 100.0	1	100.0
8		システム機能3	0～10	10	100
9		ハードウェア	0～10	10	100
10		セキュリティ	0～10	25	250

1 1		システム導入 1	0 ～ 1 0	2 5	2 5 0
1 2		システム導入 2	0 ～ 1 0	4 0	4 0 0
1 3		システム導入 3	0 ～ 1 0	2 0	2 0 0
1 4		運用保守	0 ～ 1 0	2 0	2 0 0
1 5	運用費用	運用費用	0 ～ 1 0	4 0	4 0 0
1 6	追加提案	想定されるリスク	0 ～ 1 2	1 0	1 2 0
1 7		職員の業務効率化	0 ～ 1 0	1 0	1 0 0

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに評価を行います。

ア 項目加重点

提案を求める評価項目ごとの重要度に応じて、(1)の表に定めるところに従い、評価します。

イ 項目評価点

- (ア) 項目 1 は 0 点から 4 0 点までの 4 1 段階で評価します。
- (イ) 項目 2 から項目 5 まで、項目 8 から項目 1 5 まで及び項目 1 7 は 0 点から 1 0 点までの 1 1 段階で評価します。
- (ウ) 項目 6 及び項目 7 は提案書別紙イ及びロの回答を用いて算出し、小数点 1 桁までを有効として評価します。
- (エ) 項目 1 6 は 0 点から 1 2 点までの 1 3 段階で評価します。
- (オ) 提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書に規定する必須の機能要件について対応できない旨の記載がある場合には、0 点とします。

ウ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

(ア) 項目技術点＝項目評価点×項目加重点

(イ) 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点＝1,000×{1－(入札金額×1.10／予定価格)}

4 失格基準

以下の場合には、落札者としません。

- (1) 項目技術点が0点の項目がある場合（項目1、項目7及び項目15を除く。）
- (2) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の金額を超えて入札をした場合
- (3) 予定価格の年度ごとの上限を超えた県域水道一体化に係る料金等システム構築業務に係る見積書（以下「見積書」といいます。）を提出した場合
- (4) 入札書に記載された金額と見積書に記載された見積額（総額）が異なる場合